

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和4年7月20日

評価者：川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市入江崎余熱利用プール
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
業務の概要	入江崎総合スラッジセンターの余熱を利用した入江崎余熱利用プールの管理運営を行う。
指定管理者	<p>名称：東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体</p> <p>代表者：株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸</p> <p>構成員：株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平</p> <p>住所：東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 電話：03-6427-0028</p>
所管課	上下水道局サービス推進部サービス推進課（内線：46112）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等																																			
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>1 利用実績について</p> <p>(1) 開館日数</p> <p style="text-align: right;">(単位：日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開館予定日数</td> <td>328</td> <td>328</td> <td>327</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>開館日数</td> <td>311</td> <td>296</td> <td>168</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 開館予定日数：年末年始の休館(12/29-翌1/5)と施設及び設備の修繕に伴う休館(2月)と保守点検に伴う休館(年4日)を除いた日数</p> <p>新型コロナウイルスの影響(R1～)やエレベーター更新工事(H30)、天井落下(R2)、オーバーフロー管脱落(R3)等で開館日数は、各年度とも予定日数を下回った。</p> <p>(2) 利用人数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般入場者</td> <td>37,941</td> <td>33,834</td> <td>13,459</td> <td>32,518</td> </tr> <tr> <td>水泳教室参加者</td> <td>28,052</td> <td>29,405</td> <td>10,577</td> <td>27,450</td> </tr> <tr> <td>入場者数合計</td> <td>65,993</td> <td>63,239</td> <td>24,036</td> <td>59,968</td> </tr> </tbody> </table> <p>新型コロナウイルスの影響やエレベーター更新工事、天井落下、オーバーフロー管脱落等で水泳教室参加者数、一般入場者数共に減少した。</p> <p>2 評価について</p> <p>施設の維持管理・運営業務、安全管理・監視業務、水泳教室等の開催について、仕様に基づいて適正に業務が行われた。特に運営業務・水泳教室等については、指定管理者の点検範囲外で発生した天井落下、オーバーフロー管脱落等による修繕工事や新型コロナウイルス感染症の影響を受け長期休館や感染防止の観点から泳力検定などの一部計画が実施できなかったが、感染拡大防止策を徹底しながら限られた厳しい条件下においても、利用者の利便性の向上を図るため、水泳教室のクラス数増加や整理券の配布、ウェブを活用した混雑状況の掲載などを実施し、十分な量及び質のサービスを提供できた。</p>		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	開館予定日数	328	328	327	327	開館日数	311	296	168	300		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	一般入場者	37,941	33,834	13,459	32,518	水泳教室参加者	28,052	29,405	10,577	27,450	入場者数合計	65,993	63,239	24,036	59,968
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度																																	
開館予定日数	328	328	327	327																																	
開館日数	311	296	168	300																																	
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度																																	
一般入場者	37,941	33,834	13,459	32,518																																	
水泳教室参加者	28,052	29,405	10,577	27,450																																	
入場者数合計	65,993	63,239	24,036	59,968																																	

2	当初の事業目的を達成することができたか。	市民の健康の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与することを目的として関係法令、条例、規則及び要綱を遵守し、プールを安全かつ円滑に運営している。利用者は体づくり、健康維持、水泳技術の向上等といった理由でプールを利用しており、アンケート調査においても満足度は概ね良好であることから市民の健康の増進、福祉の向上という当初の事業目的は達成することができた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	公の施設としての役割を念頭に置き、安全を第一条件として人員配置しており、人材開発と育成の取り組みの中で、平時からスタッフ間でマニュアルの定期確認をするとともに休館日に研修を実施し、救急研修では傷病者の応急処置を再確認する等、利用者の安全を守るための取組を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大防止により長期休館したが、営業再開に向けて入場時や利用時のルール、密を回避する取組を適切に行い利用者の安全を確保する対応を行った。 仕様書で定められた施設の安全点検についても適切かつ継続的に実施した。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	引続き利用者アンケート調査等を継続実施することで利用者のニーズを把握し、新たな取組や創意工夫により利用者の満足度を維持・向上させ、新規利用者の獲得に取り組んでいく必要がある。また、施設の老朽化に関する意見が寄せられており、定期的な補修工事等が必要となる。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	日報と月次統計資料（プールの利用者数、水泳教室参加人数・受講状況）等の提出により収入や利用者数の確認等を行っている。また、突発的な問題が発生した場合も業務改善や指示等を適切に行うとともに、必要に応じて現地に赴くなど、適正に対処しており適切なマネジメントが行われている。毎月、モニタリングを実施し、指定管理業務の実施状況や施設・設備の不具合について対応の協議をするとともに緊急時の連絡網を作成し、連絡体制の確認を行っている。
2	制度活用による効果はあったか。	継続して利用者アンケート調査を実施することで利用者のニーズを把握し、水泳教室におけるスマホアプリの導入やバスルートの改善、コロナ禍における室内トレーニング動画の配信など、指定管理者の創意工夫によるサービス向上の取組が実施されており、指定管理者制度活用の効果はあったと言える。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	立地条件が悪く一般入場者数、水泳教室参加者数ともに減少傾向にあるが、利用者アンケートを実施する等利用者ニーズを把握し、新たな取組や創意工夫により利用者の満足度を維持・向上させ、利用者の増加につなげていく必要がある。 また、施設の老朽化が進んでおり、定期的な点検・調査を実施し、不具合箇所について、優先順位や対応方法などを検討し、効率的な修繕を行っていく必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本施設は、入江崎総合スラッジセンターに併設された市民利用施設であり、汚泥を焼却する際に発生する余熱を有効利用した公の施設に位置付けられる。 今回の指定期間中は、新型コロナウイルス感染拡大などの外的要因の影響が大きく、一部の計画が実施できなかったが、指定管理者が持っている運営手法や創意工夫により質の良いサービスが提供されている。また、安全・安心の面でも共同事業体の強みを生かし施設の巡回点検を行い、不具合箇所の早期発見と修繕に即時対応するなど大きな問題がなく、所管課によるマネジメントも適切に行われている。プール事業に一定のノウハウを有する民間の活力を利用していくことが合理的である。 公の施設の管理手法には、直営によるほか、民間委託や指定管理者制度が考えられるが、制度導入後の実績や指定管理者が有する施設運営に係るノウハウを活用できることを踏まえると、指定管理者制度の優位性が認められることから、当該制度を引き続き活用することが適当であると考えられる。

4. 今後の事業運営方針について

入江崎余熱利用プールは今後も市民の健康の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与するための市民利用施設として、引き続き指定管理者制度の活用により民間事業者のノウハウを活かし事業運営を継続する必要がある。

なお、当該プールは平成8年に開場し、令和8年に一般的な法定耐用年数である30年を迎える施設であり、施設・設備の老朽化が進んでいる状況も鑑み、行財政改革第3期プログラム取組課題として令和7年度を目途に今後のプール事業のあり方を整理し、その結果に基づき対応策を令和8年度以降に速やかに実施するため、次期指定管理期間を4年とする。